

○久米老人ホーム組合指定訪問介護事業所運営規程

平成31年4月1日

訓令第1号

改正 令和3年4月5日訓令第3号
令和7年9月9日訓令第1号

(事業の目的)

第1条 久米老人ホーム組合が開設する訪問介護事業所ほほえみ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「訪問介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従業者（以下「従業者」という。）は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の指定訪問介護の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。
- 2 訪問介護事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
 - 3 事業者は、その提供する訪問介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 4 前各項に規定するもののほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第62号）」その他関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護事業所ほほえみ

(2) 所在地 岡山県久米郡美咲町打穴下 1 7 6 6 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 (常勤 1 名、併設養護老人ホームの施設長と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 1 名 (常勤 1 名)

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申込みに係る調整、利用者の心身の状態や意向の把握、居宅介護支援事業者との連携、サービス担当者会議への出席、訪問介護員の業務管理、訪問介護員に対する研修・技術指導の実施、その他サービス内容の管理について必要な業務を行う。

(3) 訪問介護員等 4 名以上 (常勤 1 名は、サービス提供責任者兼務)

訪問介護員等は、利用者の入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間 午前 7 時から午後 5 時 1 5 分までとする。

(3) 電話等により、2 4 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第 6 条 訪問介護事業の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(3) 通院等のための乗車又は降車の介助 (要介護者に限る。)

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 訪問介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じ

た額とする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において訪問介護事業を行う場合の交通費として、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。

(1) 自動車を使用する場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに50円。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、利用者から支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、美咲町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 事業所の従業者は、現に訪問介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業者は、事業所の従業員の質的向上を図るのための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 諸制度改正時や業務上必要な事例が生じたときに随時

2 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政省令及び岡山県条例に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。